

任 期 満 了 に 伴 う

組合会議員選挙

選挙日程決まる!

11月15日選挙

皆さんの声を反映する組合会議員の選挙が行われます!



現在の組合会議員の任期（2年）が、11月30日をもって満了することに伴う組合会議員選挙の日程が決まりました。

組合会議員は、共済組合の議決機関である組合会を構成し、その中から、理事長、理事及び監事の役員が選出され、共済組合の業務を執行することになります。

本年12月1日から向こう2年間、組合員の皆様の代表として、共済組合の事業運営を担っていただく組合会議員を選出する大事な選挙です。各市町での代議員の選出から11月15日の選挙まで、円滑に選挙が実施されますようご協力をお願いします。

表1 組合会議員選挙日程表

年月日	事 項	摘 要
平成28年 10/21	選挙公告	共済組合
	組合員数及び代議員数を選挙長に届出開始 代議員の互選開始 代議員を選挙長に届出開始	組合員の代表者
11/ 4	組合員数及び代議員数届出期限	//
11/ 8	代議員の届出期限	//
11/15	選挙	選挙長
	当選人の公告、 当選人に対し当選告知	共済組合

表2 選挙区及び議員の数

選挙区	議員の区分	議員の数	選挙の場所
第1区 四国中央市、 新居浜市、西条市、 今治市、上島町	市 町 長	2	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	2	今治市役所
第2区 松山市、東温市、 伊予市、大洲市、 久万高原町、松前町、 砥部町、内子町	市 町 長	3	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	3	//
第3区 八幡浜市、西予市、 宇和島市、伊方町、 松野町、鬼北町、 愛南町	市 町 長	2	//
	市町長以外の組合員	2	八幡浜市役所

議員選挙の方法

原則として投票（一定の条件を満たせば指名推せんでも可）で行われます。

◇市町長が選挙する議員（7人）の選挙

各選挙区の市町長の互選により選出されます。

◇市町長以外の組合員が選挙する議員（7人）の選挙

各選挙区の市町（一部事務組合等は主たる事務所の所在地の市町を含む。）ごとに代議員を選出し、その代議員の互選により選出されます。

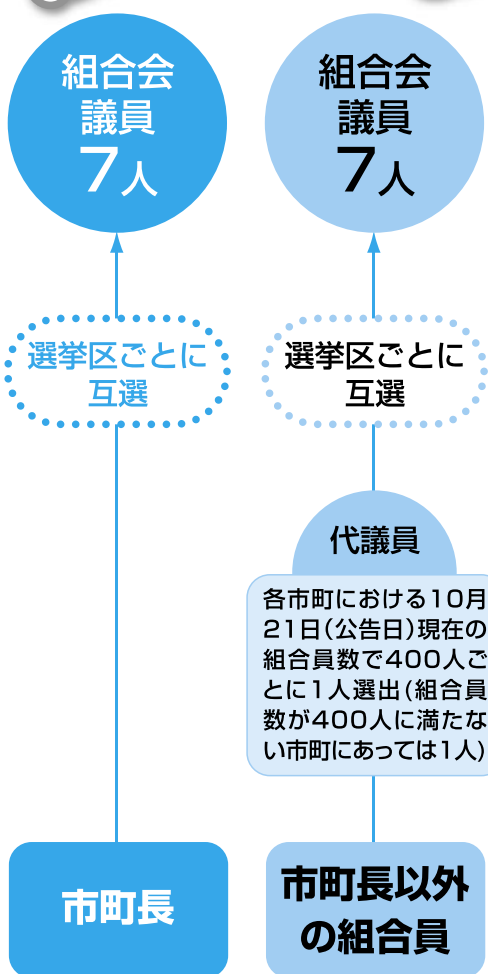
代議員の選出

選出は11月8日まで

所属する市町ごとに市町長以外の組合員400人ごとに1人（市町長以外の組合員が400人に満たない市町にあつては1人）の代議員を互選し、組合員の代表者が当該選挙区の選挙長に届け出ます。



選挙のしくみ



共済組合の機関

共済組合には、議決機関(組合会)、執行機関(理事長、理事)、監査機関(監事)の3つの機関が設けられており、それぞれ役割を分担して共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるようになっています。

組合会は、予算、決算、定款・運営規則の変更等重要な事項を議決する。

組合会

理事長 1人

組合を代表し、その業務を執行

学識経験監事 1人

組合の業務を監査

(市町長の理事の中から理事が互選)

理事 3人

理事長を補佐して組合の業務を執行

監事 1人

組合の業務を監査

理事 3人

理事長を補佐して組合の業務を執行

監事 1人

組合の業務を監査

(互選)

組合会議員 7人

市町長の代表

(互選)

組合会議員 7人

市町長以外の組合員の代表

補助機関

事務局 (事務局長その他の職員)

個人番号(マイナンバー)を収集します

共済組合では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」と言います。）の規定に基づき、年金や医療保険制度の給付等に利用するため、組合員の皆様とその被扶養者の方の個人番号（マイナンバー）を収集します。

組合員の皆様におかれましては、後日、改めまして、所属所担当課を經由して個人番号（被扶養者を有する方は、被扶養者の個人番号を含む。）を届出いただくこととなりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

共済組合における個人番号の利用目的

番号法別表第1（第9条関係）抜粋

24 厚生労働大臣又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）

厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に係る事務であつて主務省令で定めるもの

39 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

標準報酬月額表が改正されました

平成28年10月1日からの短時間労働者の社会保険の適用範囲の拡大に伴い、厚生年金保険に係る標準報酬月額等級表の下限（第1級）が98,000円から**88,000円**に引き下げられました。

これに伴い、組合員の皆様の標準報酬月額の等級は、**厚生年金のみ1等級繰り上がる**こととなりますが「掛金が増加する」などの皆様の保険料への影響はありません。

等級表

旧		新	
1	98,000	1	88,000
2	104,000	2	98,000
略	略	略	略
29	590,000	29	560,000
30	620,000	30	590,000
		31	620,000

※標準報酬月額が340,000円の人の場合

平成28年9月30日まで 平成28年10月1日以降

	短期	20	340,000	→	20	340,000
厚生年金	20	340,000		21	340,000	
退職等年金	20	340,000		20	340,000	

忘年会・新年会 プラン

期間
限定

平成28年11月1日～
平成29年1月31日

おすすめ料理

愛媛県産品
認定



和会席

4,500円(税込)

前菜	三種盛り(鬼北産キジのロースト・ 冬瓜のそぼろ煮・春菊とキノコのおひたし)	蒸物	海鮮茶碗蒸し蟹あんかけ
造り	お造り四種盛り合わせ (瀬戸内産鯛・瀬戸内産ハマチ・鮪・イカ)	肉料理	伊予牛すき焼き
焼物	海老と貝柱の吸い物	酢物	瀬戸内小魚の南蛮サラダ
焼物	瀬戸内産ブリの西京焼き	揚げ物	海老と蓮根の扶み揚げ
		食事	にぎり寿司(鮪・ツブ貝・卵)
		デザート	本日の手作りケーキ

2時間
飲み放題
お一人様 1,500円(税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・ワイン
ウイスキー・ノンアルコールビール
耐ハイ・果実酒・ソフトドリンク

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

組合の現況

(平成28年9月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,582人
男	9,448人
女	5,134人
◎平均標準報酬月額(短期)	381,234円
◎被扶養者数	16,583人
(含任継)	内139人
◎任意継続組合員	216人
◎年金受給者数	17,631人

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp

